

## 生糸直輸出奨励法研究の前提

富 澤 一 弘

The Presupposition of Study on Kiito Jikiyushutsu Shoreihou

Kazuhiro TOMIZAWA

### Summary

It is likely to be considered that there are very few scholars who have an accurate knowledge together with a strong interest toward the establishment and abolishment of the law named Kiito Jikiyushutsu Shoreihou, which promoted "Direct Export of Raw Silk" that existed almost a century years ago. If it is to seek such scholars who have keen awareness of historical background and its founders, the number of them decreases even more. The previous researches have shown that the number of major monographs are less than 10, moreover, based on the compilations in well-known historical dictionaries and reference books, it appears that to a greater extent that all studies and evaluations have been thoroughly completed, leaving little room for additional topics.

Could this actually be the case? Although I possess deep respect for those of authoritative classical academic achievements, government-edited documents, the greatest dictionaries, they are not absolutely reliable. In addition, the previous researches may also contain mistakes.

As I have been aspiring since 1986 to further study the movement surrounding the direct export of raw silk, and through my review of over 20,000 related classical documents written by its leader Chotaro Hoshino, I have found a great number of the first documents about the establishment of the law, discovering the fact that there had been a long foregoing history and effort leading up to it. Throughout the movement, Chotaro Hoshino had been at its center and it could not be separated from the theoretical leader, Masana Maeda, of direct export move-

ment during the Meiji era together with the national business group campaign he led. These are facts which had not been referred to in the previous documents, and as a result of reviewing and examining such recent data in addition to earlier researches, I was astonished that the ratio of indicated and clarified facts to whole was quite diminutive, and hold problems about manipulation, interpretation of documents, and recognition of facts.

Encountered by this shocking fact during the summer of 1986, I declared as the origin of my study on the law promoting direct export of raw silk, and upon doing so commenced my life as a researcher to this very day. Following a year of contemplation, in January 1988 I wrote the first thesis on "Trend of silk-reeling managers and silk traders on the law promoting direct export of raw silk: Chotaro Hoshino and the campaign for the enactment of legislation for direct export", followed by an official announcement of "Chotaro Hoshino and the first-term campaign for the enactment of legislation on direct export" in November 1989, "Establishment of the law promoting direct export of raw silk" in June 1992, and "Chotaro Hoshino and the history of the first-term campaign for the enactment of legislation on direct export" in March 1994. In parallel with those works of writing, I have been investigating the documents of Chotaro Hoshino to a deeper level, excavating many important historical materials that have not previously introduced to the academic world.

I have come to realize that it is the lifetime task systematically review and take into consideration over 20,000 papers of Chotaro Hoshino. Among those documents, I have already discovered many historical aspects that could revise the common opinions toward the history of the Japanese silk-reeling industry.

A considerable amount of data that was left in Tokyo and Yokohama has either been lost or destroyed during the Great Kanto Earthquake and the Second World War, however, the documents of Chotaro Hoshino, who lived in Tokyo in the Meiji era, exist without damage. The documents were safe because in November 1908, after Chotaro Hoshino's death, they had been removed from his house in Iida-machi, Koujimachi-ku, Tokyo, (now Iidabashi, Chiyoda-ku) to his hometown, Kurohone-mura mizunuma, Seta-gun, Gunma (now Kurohone-mura, Seta-gun), and have been safely stored since the relocation.

A large number of documents, papers, memos, drafts, and other records were included, and they were the first historical data about the enactment and abolition of "Kiito Jikiyushutsu

Shoreihou”. These materials are thought to have the most number of data concerning the campaign and the enactment of the law for direct export of raw silk. Thus since my initial commitment to devote my study to this matter, I have come to conclude that the most important task is to further clarify and review in detail regarding Chotaro Hoshino 's papers.

At the same time, in order to collect relevant materials, I have been continuously studying not only the literatures in Gunma but also those in other prefectures throughout Japan. Furthermore, to gain a deeper understanding of the background of the Meiji era, I have inspected a total of over 10,000 pages of many news papers and magazines in those days. In addition to those readings, I have done continuous repetition on extracting, reading, and examining “Kanpou (The Official Gazette)”, “Teikokugikai Kizokuin Gijisokkiroku (The Stenographic Records of the House of Lords in Empire Diet)”, “Teikokugikai Shugiin Gijisokkiroku (The Stenographic Records of the House of Representatives in Empire Diet)”, and other documents.

Here I present this treatise as the final settlement of my researches in this topic. The outline and the descriptive method of this report are all based on my own selection and knowledge, with few exceptions such as the introductions of literatures about the quotations from proceeding articles, and it emphasizes the analysis, which is based on the pillars of the movement that did not have been described since before the war. Placing Chotaro Hoshino, the pioneer in direct export of raw silk, and direct export of raw silk in the principal axis, I would like to clarify the whole aspect of the movement of legislative enactment in the middle of the Meiji era and the trend of the silk-reeling managers and silk traders in the whole country from a consistent point of view. I also aim at clarifying the historical significance of the campaign for the enactment of the law of direct export of raw silk, along with corrections of errors that the previous researches have succeeded for more than 30 to 60 years, and presenting the newest and highest standard of the research on the law promoting direct export of raw silk. Going even one step further, I hope that these researches will help the studies on direct export of raw silk in the middle of the Meiji era, and on the national business group campaign by Masana Maeda, and on Chotaro Hoshino himself.

## 第1章 研究の前提

### 第1節 問題提起

生糸直輸出奨励法の制定・廃止より既に1世紀を経過している今日、同法について正確な知識とともに強い関心を有する研究者は、恐らく皆無に近いことであろう。ましてや同法制定の史的背景、さらに同法制定の担い手に関する鋭利な問題意識を有する研究者は、絶無に近いことであろう。先行研究を繙くならば、主要文献は戦前・戦後を通じて十指に足らず、しかも著名な新旧の歴史辞典にあっても、立項・記述がなされていることから推して、既に研究上の成果・評価が定まり、新たに付加すべき事実はもはや存在しないかの如き印象すら、一見与えられるものがある。

しかしながら果たしてそれは真であり、是であるのであろうか。権威ある古典的業績、中央官庁編纂の文献、本邦最大級の辞典類、これら研究蓄積に対して、筆者は常々深い敬意を表してきたが、実際、それらにあっても往々誤記を免れ得ないものである。そして即ち生糸直輸出奨励法に関する先行研究も、これと類を同じくするものであることを指摘せねばならない。

筆者は昭和61年以来、生糸直輸出運動の研究を志し、同運動の巨擘・星野長太郎自身が残した万余の膨大な文書の閲覧を重ねてきたが、その過程に於いて生糸直輸出奨励法制定に関する大量の一次史料を発見、同法制定に先行して長い運動前史が存在していたこと、そのさなかにあっては、終始一貫、星野長太郎が中心的役割を果たし続けてきたこと、しかもこの運動は、明治期直輸出運動の理論的指導者・前田正名、ならびに前田正名が統率した全国実業団体運動と不可分な関係裡にあったことを知るに至った。これら事実は、生糸直輸出奨励法に関する先行諸文献にあっては、言及されていないものであり、これら新知見と先学の業績とを照合・検討した結果、従来の研究が指摘・解明した事実の比重は、総体に比すればごく一部に過ぎず、しかもそれら研究にあっては、史料操作、史料解釈、事実認識に於いて、なお再検討の余地が多分に存在していることを知り、驚愕を禁じ得なかった。

昭和61年夏に於けるこの衝撃的事実との邂逅、これこそ筆者の生糸直輸出奨励法研究の原点であり、今日に至る研究生活の出発点であった。そして1年余の検討を経て、昭和63年1月、最初の研究成果として修士論文「生糸直輸出奨励法をめぐる蚕糸業者の動向 星野長太郎と直輸立法制定運動」を著し<sup>(1)</sup>、ついで平成元年11月、「星野長太郎と前期直輸立法制定運動」を公表<sup>(2)</sup>、平成4年6月、「生糸直輸出奨励法の成立と星野長太郎」を公表<sup>(3)</sup>、平成6年3月、「星野長太郎と前期直輸立法制定運動史」を公表している<sup>(4)</sup>。筆者はこれら論文執筆と平行して、さらに星野長太郎文書を詳しく調査、未だかつて紹介されなかった重要新出史料を多数発掘している。

因みに未整理史料数万点を抱える星野長太郎文書の整理と検討は、畢生の課題と認識しているが、

この作業から既に日本蚕糸業史上の通説を書き換えるような史料が続々登場している。関東大震災、戦災の二度にわたる災厄から東京、横浜に残されていた筈の官民関連史料の多くは湮滅に帰しているが、明治期在京の星野長太郎文書の場合、幸いにも無事今日に至るまで保存をみている。何故ならばこれら史料は、明治41年11月、星野長太郎の没後、東京市麴町区飯田町（現千代田区飯田橋）の邸宅から郷里の群馬県勢多郡黒保根村水沼（現同）の本邸に挙げて移送をみており、そのまま星野家の土蔵に於いて長期間、手つかずのまま保管されていたからである。

この文書には、生糸直輸出奨励法制定・廃止に関する多量の日記、書翰、覚書、草案等の一次史料が含まれており、生糸直輸出運動ならびに生糸直輸出奨励法制定運動に関しては、蓋し全国無比の一大史料群である。従って研究生活開始以来、現在に至るまで星野長太郎文書の整理と精読は、重要課題となっている。

また筆者は右の作業に平行して、関連史料発見のために群馬県内のみならず、全国各地の調査を重ねてきた。さらに当該期の政治・経済・社会的背景を深く理解するために、「時事新報」「東京朝日新聞」「産業」「大日本蚕糸会報」「東京経済雑誌」「自由党党報」「立憲改進黨党報」「進歩党党報」「通商彙纂」等、各紙誌の数万頁を閲覧、あわせて「官報」「帝国議会貴族院議事速記録」「帝国議会衆議院議事速記録」等、関連項目を再読、再検討してきた。

かかる研究生生活の総決算として、ここに筆者の学術研究論文「生糸直輸出奨励法の新研究 星野長太郎と同法制定運動の展開」は著されている（本号以下分載にて掲載）。本論文は史料といい、構成といい、叙述方法といい、少数の例外 先行研究所引の文献紹介等 を除き、全ては筆者の採択・知見により、しかも戦前以来、絶えて取られてこなかった生糸直輸出奨励法制定運動の担い手側に即した分析を重視、本邦初の生糸直輸出敢行者・星野長太郎以下、蚕糸業者、生糸直輸出業関係者を主軸に据えて、明治20年代以降、30年代初頭に至る立法制定運動の全貌に迫るとともに、同時代に於ける全国蚕糸業者、生糸直輸出業関係者の動向について、広い視野、一貫した視点から明らかにしていこうというものである。そして生糸直輸出奨励法制定運動の歴史的意義を明示するとともに、片や60年、片や30年以上の長きにわたり受け継がれてきた先行研究の誤述を正し、生糸直輸出奨励法研究の最新にして、最高の水準を提示することを目指している。さらに竿頭を一步進めて、明治20年代に於ける生糸直輸出運動研究、全国実業団体運動また星野長太郎自身に関する研究の前進のための一助ともなれば幸いである。

#### 註

- (1) 富澤一弘「生糸直輸出奨励法をめぐる蚕糸業者の動向 星野長太郎と直輸立法制定運動」（明治大学大学院文学研究科史学専攻日本史提出修士論文、昭和63年1月）1 - 890頁。
- (2) 富澤一弘「星野長太郎と前期直輸立法制定運動」（『群馬歴史民俗』第11号、群馬歴史民俗研究会、平成元年1月）1 - 33頁。
- (3) 富澤一弘「生糸直輸出奨励法の成立と星野長太郎」（『日本歴史』第529号、吉川弘文館、平成4年6月）58 - 76頁。
- (4) 富澤一弘「星野長太郎と前期直輸立法制定運動史」（『西垣晴次先生退官記念 宗教史・地方史論纂』刀水書房、平成6年3月）705 - 732頁。

## 第2節 先行研究所見

### (1) 戦前編

生糸直輸出奨励法制定・廃止に関する事実については、明治33年7月刊行、大塚良太郎『蚕史』後編に早くも登場している。

我国生糸直輸出奨励法八日英新条約ニ違背トス 倫敦商業会議所ニテハ日本ノ生糸直輸出奨励法ヲ以テ日英新条約ニ違背スルモノナリト決議シ同国外務大臣ヘ具申スル所アリシ趣キ其筋ニ公報アリ 該法ト条約トノ関係ニ就テハ已ニ今春來種々ノ議論アリテ新聞ニモ散見セシ如ク該法力新条約ト両立セサルハ明瞭ノ事実ナルヲ以テ我カ政府ハ第十一議會ニハ同法廃止案ヲ提出スル意見アルヤニ聞クト新聞紙上ニ現ハレタリ

(大塚良太郎編纂『蚕史』後編、富桑園、明治33年7月、503頁)

星野長太郎の側近にして、当時横浜生糸検査所技手であった大塚良太郎は<sup>(1)</sup>、生糸直輸出奨励法案の議会通過と公布の事実を簡単に綴るとともに、明治30年9月条に於いてかかる掲載を行っている。この記事の初出は、実は明治30年9月刊行、『大日本蚕糸会報』第63号中の雑報欄記事(筆者不記)であり<sup>(2)</sup>、後日『蚕史』編者の判断から若干の手直しの末、そのまま本書に転載されたものである。さらに『蚕史』後編には「而後三十一年五月二十一日法律ヲ以テ之ヲ廃止ス」(495頁)と<sup>(ママ)</sup>いう極めて簡単な説明とともに、生糸直輸出奨励法廃止法律全文が掲載されている(495 - 496頁)。生糸直輸出奨励法制定運動に当初から関わり、星野長太郎の指揮下、議会や政党工作に出精してきた人物故、遺憾であったのであろう。大塚良太郎は論評抜きで事実のみを淡々と記述している<sup>(3)</sup>。

もとより同書は研究書に非ずして古代以来 神代から明治中期 の蚕糸業沿革を叙述したものであるが、校閲星野長太郎、題字前田正名・曾根荒助、そして楢取素彦、神鞭知常、高木三郎、伊藤富次郎、八田達也、岡毅等政官界、乃至蚕糸業界の名士の序文推奨の下、当時は大いに読まれた文献であった。しかも東洋蚕史と号する大塚良太郎は、日本蚕糸協会書記、蚕糸業組合中央部員、そして横浜生糸検査所技手という経歴を通じて蚕糸業史、ならびに蚕糸現業に通暁しており、その書は佐野瑛纂訂の類書『大日本蚕史』<sup>(4)</sup>ともども十分信頼の置ける文献であり、現在に於いても蚕糸業史研究者の座右の書たる地位を失っていないのである。従って明治後期以降の蚕糸業技師、官僚、研究者等が折に触れて参照したことも当然である。そしてこの大塚良太郎『蚕史』を出発点として、昭和前期、藤本實也の研究は生み出されている。

明治33年1月、横浜生糸検査所入所以来、大正13年12月、退職に至るまで一貫して生糸検査業務に従事してきた技師藤本實也は、震災により灰燼に帰した横浜市街を目前にして、生糸貿易を通じた横浜の歴史を叙述し、後世に伝えようと決意、退職後は生糸検査所囑託の肩書きの下、旺盛なる

執筆活動を開始している<sup>(5)</sup>。爾来十有余年の星霜を経て纏め上げられた成果こそ、戦前の蚕糸業史研究の頂点にして、今日に於いてもなおその光彩を失わざる二大業績『日本蚕糸業史』（分担執筆）、『開港と生糸貿易』（単独執筆）に他ならない。

まず『日本蚕糸業史』全5巻は、大日本蚕糸会が大典記念の一環として企画した空前絶後の修史事業であり、昭和5年1月、その着手から昭和11年12月、最終巻の刊行まで7箇年を要している<sup>(6)</sup>。藤本實也は委員としてこの大事業に参画、昭和10年2月刊行の第1巻、昭和10年4月刊行の第2巻に於いて健筆を揮っている。即ち第1巻に於いては「総論」全183頁、「生糸貿易史」全428頁、また第2巻に於いては「生糸貿易史（続）」全186頁、「製糸史」全560頁の都合1357頁を執筆、これは全執筆者中、最多の分量である<sup>(7)</sup>。これらは古代から昭和前期にわたる通史であり、写真、図版、史料を豊富に盛り込みつつ、体系的かつ高水準の叙述を行っている。この成果をうけて翌年、藤本實也は『日本蚕糸業史』第1巻、第2巻を携えて京都帝国大学農学部にて学位申請を行っており、昭和12年1月、農学博士の学位を授与されている<sup>(8)</sup>。農商務省蚕業講習所卒業の学歴以外有していない元技師に対して博士号が授与されていること、この一事を以てしても如何に藤本實也の業績が傑出したものであったか、十分に窺い知れよう。

ついで藤本實也は昭和14年12月、今なお不朽の名声を放つ『開港と生糸貿易』全3巻を刊行させている<sup>(9)</sup>。本文、年表をあわせて全2248頁にも達するこの大著は、開港以来、明治中期にわたる生糸貿易、そして横浜の歴史を活写しており、もし本書なかりせば戦後の『横浜市史』『神奈川県史』の叙述は、痛く生彩を欠いたものとなっていた筈である。いずれにせよ、藤本實也の二大業績が浩瀚にして体系的、しかも実証的にして高水準であること自体、明証的であり疑問の余地もない。

それでは右の双壁にあって、本論文の主題たる生糸直輸出奨励法は、果たして如何なる記述、如何なる扱いを被ってきたかと言えば、書物の浩瀚さに比して極めて簡略、かつ概括的叙述が行われているに過ぎない。しかもほぼ同文、同趣旨の説明が、特に出典の明示はないものの、『蚕史』後編の記述を踏まえつつ、行われているまでである。『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史中に掲げられた「生糸直輸出奨励法実施と廃棄」は合計7頁<sup>(10)</sup>、『開港と生糸貿易』下巻に掲げられた「生糸直輸出奨励法実施と其廃棄」は合計6頁<sup>(11)</sup>、しかも両文献ともに3頁以上は法律の引用、検査成績表に割かれている。その他は生糸直輸出奨励法制定・廃止の事実が簡単に綴られているばかりであり、ほとんどは『蚕史』後編の祖述に止まる<sup>(12)</sup>。但し明治31年度上半期の生糸検査所の報告をもとに生糸直輸出奨励法施行後の検査成績細目の表を掲げたことは前進であり、この表は戦後の水沼知一、山口和雄の両文献に受け継がれている<sup>(13)</sup>。なお本表に付随して藤本實也は、生糸直輸出奨励法制定当時の製糸技術と同法奨励金支給基準の隔絶に思い至らず、以下の論評を加えて結果的に後世の研究者を誤導している。

以上の成績（富澤註、検査合格率2割4分9厘、検査不合格率7割5分1厘を示す）に就て一驚を喫するは是等製糸場は当時横浜市場に在って多くは世に噴々たる優良品を製出するものである、而も三種合格の品位検査許容限度は例へば類節百五十顆以内繊度の差五デニール以内と云ふが如

き極めて寛大なる範囲に不拘、斯の如く不合格多きは会々以て当時の製糸技術の未だ幼稚なることを曝露せるものと謂ふべく更に全国多数の生糸をして此の検査の門を潜らしめたならば恐らく合格のパーセンテージの如何に寡少なりしかを想像するに難くない。

(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月、263 - 264頁、および『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月、568頁。なお傍括弧は『開港と生糸貿易』下巻の表記である。)

具体的論証は別稿に於いて行うため、ここでは割愛するが、藤本實也の右の指摘は事実に於いて明確に誤謬であることをここに明記しておく。

因みに生糸直輸出奨励法廃止の要因については、これまた大塚良太郎『蚕史』後編の記載をうけるかたちで以下の如く述べている<sup>(14)</sup>。

然るに其の(の、ナシ)実施後間もなく即ち明治三十一年五月廿五日を以て此の法律は(ママ)廃止された。蓋し昨日本法の(ママ)公布以来直輸出奨励法案は日英新条約と(ママ)阻杆すとの議論あり同九月には倫敦商業会議所にて日本の生糸直輸出奨励法は日英新条約に(ママ)違背するものなりと決議し同国外務大臣へ具申せる旨其筋へ公報があったと(ママ)伝へらる (...伝へられ、又米国筋に於ては本法奨励金額に相当する輸入税を賦課すべしと議論するものもあると云ふ情報も(ママ)伝ったと云ふ外報から刺戟を受けたと云ふ説もあった)。斯くて多年政治家(ママ)当業者の(ママ)唱提して止まなかつた直輸出奨励法案も其の(の、ナシ)実施期間は僅々五十五日間に過ぎないで其の(ママ)効果如何を論ずる猶予もなく(ママ)余りに短命に(つた)終つて仕舞つた。

(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、264頁、および『開港と生糸貿易』下巻、568頁。なお傍括弧、傍括弧のうち、(ママ)を除く全ては、『開港と生糸貿易』下巻の表記である。)

即ち『日本蚕糸業史』の記述にあっては、生糸直輸出奨励法廃止の主因を日英新条約との「阻杆」、つまり日英間の外交問題化に求めている。また同書刊行から4年後に上梓をみた『開港と生糸貿易』の叙述にあっては、この日英間の外交問題化 『蚕史』後編には以下の記述はなく、この部分は藤本實也が議事録等、他の典拠を踏まえて記述していることがわかる と併記して「米国筋」の報復関税提起の問題を指摘、これら英、米両国からの圧力の下、生糸直輸出奨励法が施行後僅々55日間にして廃止を余儀なくされたものと理解している。政府の外交機密が未公開であった昭和初期、生糸直輸出奨励法の死命を制した国が英、米両国以上に(ママ)仏国であったことは、藤本實也自身、知る由もなかつた筈であるが、これら英、米両国からの圧力が同法廃止の(ママ)一要因となつたことは事実である。日英間、日米間の外交交渉については一言も触れてはいないものの、生糸直輸出奨励法廃止の理由を外圧に求めたことは至当であり、『開港と生糸貿易』下巻所載「生糸直輸出奨励法実施と其廃棄」中、最も評価すべき指摘となっている。事実、この指摘故、当研究は戦後の研究に決定的影響を与えており、『日本蚕糸業史』第1巻所載「生糸直輸出奨励法実施と廃棄」の発展型にして、生糸直輸出奨励法研究史上の第1文献として位置づけられる。

因みに『日本蚕糸業史』第1巻刊行から4箇月後の昭和10年6月、『日本蚕糸業史』第4巻 政策史が刊行、委員明石弘（当時農林省蚕糸局蚕業課長）は、第1章「奨励及取締施設」に於いて生糸直輸出奨励法に関して以下の如く叙述している。

三十年四月二十七日法律第四十八号を以て第十回帝国議会の協賛を経た生糸直輸出奨励法が公布された。本法は生糸の直輸出を奨励せむとする趣旨に基くものであって、三十一年三月二十九日勅令第五十一号を以て定められた検査規定に合格したる生糸を、毎回五百斤以上外国に直輸出を為したる者には、毎百斤に付甲種合格五十円、乙種合格三十円、丙種合格二十円の奨励金を交付せむとするものである。即ち三十一年四月一日より之を実施し、輸出奨励上頗る徹底した奨励法であったが、之を外商の立場より観れば、其業務に及ぼす影響尠からざるが為、夥しく彼らの反感を買ひ、此儘継続するに於ては如何なる報復手段に出づべきやも測り知れず、万一需要国に於て本邦生糸の輸入に対し特別重税を課せらるゝ如きことがあつては、嘗に本法制定の趣旨を貫徹することが出来ないのみならず、却て我生糸貿易に対し障碍を惹起する虞があつたので、寧ろ此際速に本法を廃止するに如かずと認められ、第十二回帝国議会の協賛を経て明治三十一年五月二十六日法律第一号を以て之を廃止した。即ち本法は最初五ヶ年間継続の予定であつたが、実施後僅に一ヶ月余にして廃止せらるゝの已むなきに至つた。此間奨励金を交付した生糸は一万余斤（乙種五六三斤丙種九六六八斤）其金額二千余円（二〇〇二円五〇）に過ぎなかつた。

（『日本蚕糸業史』第4巻 政策史、大日本蚕糸会、昭和10年6月、16 - 17頁）

議事速記録および生糸直輸出奨励法廃止法律案理由書の記載をもとに綴つたと思われる右の叙述は<sup>(15)</sup>、農商務省の後身農林省の公式見解であり、生糸直輸出奨励法および勅令第51号の検査規定について概要を述べるとともに、居留地外商の反撥、本国政府の抗議、制裁検討を前にして日本政府が同法廃止を決断するに至つた旨の指摘がなされている。先に藤本實也が指摘した日英新条約抵触については何ら言及がなく、また居留地外商の具体的行動については記述はないものの、右の叙述は確かに真相の一端を押さえている。蓋し元委任官の一技師藤本實也にとっては、既に過去の時制に属すると雖も政府・農商務省側の高度な意思決定については、縦んばそれを十分知悉していたにせよ、直接的に描出し得なかつた。これに対して当時の農林省高官明石弘は、政府・農商務省側の失態暴露とならないように慎重に言葉を選びながら同法廃止に至る事実関係を描出し得ている。いずれにせよこの明石弘の叙述は、生糸直輸出奨励法研究史上の第2文献として理解し得るのである。奨励金支給対象の生糸総量、そしてその支給総額については、或いは若干の問題を含んではいるものの<sup>(16)</sup>、明石弘の記述は概ね妥当である。

## （2） 戦後編

太平洋戦争を挟んで戦後の研究は、先述の藤本實也、明石弘の両者の業績を踏まえ、統合したか

たちで出発をみている。昭和33年12月、農林大臣官房総務課編として刊行された『農林行政史』第3巻に於いて、執筆者（明記なし）は『日本蚕糸業史』第1巻、第4巻の記述を折衷して同法制定より廃止に至る経緯を概述、尤も合計6頁というこの記述は、藤本實也、明石弘の業績の祖述の域に止まっている<sup>(17)</sup>。なお原典、原史料を参照しなかったのであろうか、「同法案はまず明治二十六年二月二十四日に衆議院議員江原素六ほか三名より第四回帝国議会へ提出されたが、同年は予算案に関して政府と議会と衝突のため議決にいたらなかった。そのため三十年の第十回帝国議会に再提出され、両院を通過して同年四月二十二日法律第四十八号により公布され（下略）」（863頁）という甚しい誤記を含む。詳しくは別稿に於いて後述するが、第10議会期生糸直輸出奨励法案は、純然たる政府案であり、議員提案として「再提出され、両院を通過」したものではないし、第4議会期の議員提案は、内容上異同を含むものの第5、第6、第8各議会期にも提出をみている。さらに生糸直輸出奨励法公布は明治30年4月22日ではなく、4月27日である。引用は行わないが、後段（866頁）では、生糸直輸出奨励法廃止法律公布を明治31年5月25日と叙述しており（5月26日公布）、厳密さに於いてはかなり難点を抱えていると言わねばならない。

右の文献が登場してから7年後の昭和40年12月、経済史家の手になる初の生糸直輸出奨励法研究が公表をみている<sup>(18)</sup>。当時東京大学助手であった水沼知一は、同月刊行の『横浜市史』第4巻上「生糸直輸出奨励法制定と廃止の顛末」（204 - 242頁）に於いて第10 - 12議会期の両院議事速記録、ならびに外務省機密公文書を初めて使用、まず前段に於いては議会に於ける生糸直輸出奨励法案通過の経緯とともに、同法制定後、各国から寄せられた抗議について本格的に検討、日本政府 - 各国政府間の交渉、内閣、外務省、農商務省側の対応、そして生糸直輸出奨励法廃止決定に至る過程を検討している。

また、後段に於いては、第12議会期に於ける生糸直輸出奨励法廃止法律案の議事、通過の模様について言及するとともに、藤本實也前掲の直輸出検査結果をめぐる所説を批判、高い検査不合格率は政治的作為に基づくものであると強く示唆している<sup>(19)</sup>。全5項39頁に及ぶこの研究は、1世代以前に公表をみた藤本實也、明石弘の両者の研究水準を越えて、生糸直輸出奨励法研究の戦後の新基軸を打ち立てており、研究史上、第3の、そして戦後第1の本格的な研究業績となっている。

但し水沼知一のこの研究にあっては、現在の水準からみれば、多くの難点も含まれている。例えば逐一指摘は行わないものの、誤植の数が著しく多いように見受けられる。また内容に関しては、以下指摘を行う箇所の問題を伴う。

論文の冒頭、水沼知一は生糸直輸出奨励法公布が「周知のように」明治30年4月22日であると説くが（204頁）、これは4月27日に訂正を要する<sup>(20)</sup>。同様に生糸直輸出奨励法廃止法律案が議会通過を果たした時日を明治31年5月22日と明記しているが（204頁）、これは5月23日に訂正を要する<sup>(21)</sup>。

先に筆者はこの論文の一大長所が、貴衆両院議事録の利用である旨を述べている。ところで昭和40年当時、未だ東京大学出版会による『帝国議会貴族院議事速記録』『帝国議会衆議院議事速記録』

生糸直輸出奨励法研究の前提（富澤）

参考1 「帝国ニ於テ生糸直輸出奨励法制定ニ関シ各国ヨリ抗議一件」（外務省外交史料館所蔵 外務省記録 3-2-1-13）細目一覧表

No.	頁	日付	表題	発信	受信	備考
1	3	30.5.13	電受第四四六号（駐米公使星亨請訓）	駐露臨時代理公使本野一郎	外務大臣大隈重信	英文電信
2	5-7	5.15	電送第三七一号（駐米公使星亨宛訓電）	外務大臣大隈重信	駐米公使星亨	英文電信
3	9-11	5.15	電送第三七二号（駐仏臨時代理公使宛訓電）	外務大臣大隈重信	駐露臨時代理公使本野一郎	英文電信
4	13	5.25	電受第五〇〇号（駐仏臨時代理公使返電）	駐露臨時代理公使本野一郎	外務大臣大隈重信	英文電信
5	14-16	6.1	公第七三号（駐米公使星亨報告）	駐米公使星亨	外務大臣大隈重信	和文
6	18-24	5.29	機密第四十六号「生糸直輸出奨励法案二付英外務次官補ト談話ノ件並ニ本件ニ関スル請訓」	駐英公使加藤高明	外務大臣大隈重信	和文
7	26-28	5.28	機密第參拾九号「生糸輸出奨励法ニ対スル当国政府之措置ニ関シ当国下院某議員ヨリ同国政府ヘ質問書ヲ提出シタル件并ニ該件ニ付外務大臣答弁之件」	駐伊公使栗野慎一郎	外務大臣大隈重信	和文
8	30-35	7.23	機密送第一四七号（駐英公使加藤高明宛訓令、No.3 複写添付）	外務大臣大隈重信	駐英公使加藤高明	和文およびNo.3の複写あり
9	36-37	6.30	機密第四十五号（駐米公使星亨報告）	駐米公使星亨	外務大臣大隈重信	和文
10	38-46	7.9	機密第三号「生糸直輸出ノ件」	駐仏国里 <sup>レ</sup> 二等領事山田忠澄	外務次官小村壽太郎	和文
11	48-49	8.19	機密（仏国里 <sup>レ</sup> 商人との生糸直輸出商談につき照会、No.10に係る）	外務省通商局長高田早苗	農商務省商務局長武富時敏（機密二三号）、三井物産合名会社社長三井元之助（機密三号）	和文
12	50-51	8.19	機密第四号（仏国里 <sup>レ</sup> 商人との生糸直輸出商談につき照会、No.10に係る）	外務省通商局長高田早苗	東京商業會議所会頭澁澤榮一、横浜商業會議所会頭原善三郎、神戸商業會議所会頭山本龜太郎	和文
13	52	8.21	（三井物産合名会社社長三井元之助返書）	三井物産合名会社社長三井元之助	外務省通商局長高田早苗	和文
14	54-55	8.31	発第六〇二号（No.10の趣旨、新聞に漏洩につき申入れ）	農商務省農務局長藤田四郎	外務省通商局長高田早苗	和文
15	56-79	6.10	機密第三七号（駐米公使星亨報告、米国外務省との往返公文複写添付）	駐米公使星亨	外務大臣大隈重信	和文および英文
16	80-81	9.21	送第五五二号（No.11照会の督促）	外務省通商局長高田早苗	農商務省商務局長武富時敏	和文
17	82-85	9.24	発第三四三（No.11への回答、9.20付日本生糸貿易株式会社の受諾書複写添付）	神戸商業會議所会頭山本龜太郎	外務省通商局長高田早苗	和文
18	86	9.25	農直受第八一三号（No.16への回答）	農商務省農務局長藤田四郎	外務省通商局長高田早苗	和文
19	88-89	9.30	送第八五号（駐仏国里 <sup>レ</sup> 二等領事山田忠澄宛回答）	外務省通商局長高田早苗	駐仏国里 <sup>レ</sup> 二等領事山田忠澄	和文
20	90-93	9.30	受第五一五〇号（No.17関連報告、9.25付神戸商業會議所会頭山本龜太郎回答ならびに日本生糸貿易株式会社の受諾書複写添付）	農商務省農務局長藤田四郎	外務省通商局長高田早苗	和文
21	95	10.13	電送第七二〇号（駐英公使、駐独臨時代理公使、駐伊臨時代理公使、駐澳公使、駐米臨時代理公使宛訓電）	外務大臣大隈重信	駐露公使林董	英文電信
22	96-97	10.12	発第一三〇号（No.12への回答）	東京商業會議所会頭澁澤榮一	外務省通商局長高田早苗	和文
23	98-101	10.14	受第五四三三号（No.22関連、No.22複写添付）	農商務省農務局長藤田四郎	外務省通商局長高田早苗	和文
24	102-104	10.19	機密送第九一号「生糸直輸出ニ関シ東京商業會議所ヨリ答申之件」	外務省通商局長高田早苗	駐仏国里 <sup>レ</sup> 二等領事山田忠澄	和文
25	106-108	11.4	送第九八号（No.12関連、横浜同仲会社受諾を報ず）	外務省通商局長高田早苗	駐仏国里 <sup>レ</sup> 二等領事山田忠澄	和文
26	110-113	10.19	機密第廿五号（駐仏公使栗野慎一郎報告）	駐仏公使栗野慎一郎	外務大臣大隈重信	和文
27	115-118	31.2.3	第一四七六Y号（在横浜瑞西国總領事照会公文）	Consul general de Suisse S. Paul Ritter	Monsieur le Ministre (外務大臣西徳二郎)	仏文

No.	頁	日付	表題	発信	受信	備考
28	120 - 143	31. 2. 22	機密送第二二号「内閣総理大臣宛 外務大臣 生糸直輸出奨励法二閣シ請議ノ件」	外務大臣西徳二郎	内閣総理大臣伊藤博文	和文
29	145 - 147	3. 11	電送第二二四号（駐仏公使栗野慎一郎宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐仏公使栗野慎一郎	英文電信
30	149 - 151	3. 14	電受第二六九号（駐仏公使栗野慎一郎返電）	駐仏公使栗野慎一郎	外務大臣西徳二郎	英文電信
31	153	3. 17	電送第二三七号（駐仏公使栗野慎一郎宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐露公使林董	英文電信
32	155 - 157	3. 17	電送第二三八号（駐英公使、駐独臨時代理公使、駐伊公使、駐澳公使、駐米公使宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐露公使林董	英文電信
33	158 - 163	3. 18	機密送一〇号（瑞西国総領事S. Paul Ritter宛回答、仏文翻訳文決定稿添付）	外務大臣西徳二郎	瑞西国総領事S. Paul Ritter	和文および 仏文
34	165 - 167	3. 22	第三三六五（瑞西国総領事返書、No.33接受に係る）	Consul general de Suisse S. Paul Ritter	Monsieur le Ministre (外務大臣西徳二郎)	仏文
35	168 - 169	4. 5	丙第七七号（農商務大臣伊東巳代治移牒、同省令第三号生糸直輸出奨励法施行細則公布に伴う各領事への通達依頼）	農商務大臣伊東巳代治	外務大臣西徳二郎	和文
36	170 - 172	4. 8	送第一三号、送第一七号、送第一九号、送第二一号、送第二二号、送第二三号、送第二四号、送第二六号、送第二九号、送第三三号、送第四二号、送第五三号（No.35関連、各領事宛通達）	外務次官小村壽太郎	アンヴェルス、シドニー、里昂、倫敦、シカゴ、タウンズウィール、香港、タコマ、新嘉坡、紐育、晚香波、桑港、各領事宛	和文
37	174 - 176	4. 13	機密送第二一号（外務大臣西徳二郎移牒）	外務大臣西徳二郎	農商務大臣伊東巳代治	和文
38	178 - 179	4. 15	秘第五号（横浜生糸検査所長岡毅報告、4. 1 - 4. 9までの直輸出用生糸検査結果）	横浜生糸検査所長岡毅	外務次官小村壽太郎	和文
39	180 - 181	4. 18	秘第六号（横浜生糸検査所長岡毅報告、4. 11 - 4. 16までの直輸出用生糸検査結果）	横浜生糸検査所長岡毅	外務次官小村壽太郎	和文
40	182 - 195	4. 20	丙第九三号（農商務次官奥田義人移牒、No. 35のより詳細な説明）	農商務次官奥田義人	外務次官小村壽太郎	和文
41	196 - 197	4. 25	秘第七号（横浜生糸検査所長岡毅報告、4. 18 - 4. 23までの直輸出用生糸検査結果）	横浜生糸検査所長岡毅	外務次官小村壽太郎	和文
42	198 - 207	4. 28	送第一八号、送第二〇号、送第二一号、送第二四号、送第二七号、送第二九号、送第三一号、送第三四号、送第三七号、送第三九号、送第五三号、送第六〇号（No.30、No. 35関連、各領事宛通達）	外務次官小村壽太郎	アンヴェルス、シドニー、里昂、シカゴ、倫敦、香港、タウンズウィール、タコマ、新嘉坡、紐育、晚香波、桑港、各領事宛	和文
43	208 - 216	5. 2	受第五九三七号（農商務省農務局移牒）	農商務省農務局	外務省通商局	和文
44	218 - 219	3. 28	機密第九号（駐伊公使牧野伸顕報告）	駐伊公使牧野伸顕	外務大臣西徳二郎	和文
45	220 - 221	5. 9	秘第九号（横浜生糸検査所長岡毅報告、5. 2 - 5. 7までの直輸出用生糸検査結果）	横浜生糸検査所長岡毅	外務次官小村壽太郎	和文
46	223	5. 11	電受五二四号（駐米国紐育一等領事内田定楯請訓）	駐米国紐育一等領事内田定楯	外務大臣西徳二郎	英文電信
47	225	5. 13	電受五二九号（駐米国紐育一等領事内田定楯報告）	駐米国紐育一等領事内田定楯	外務大臣西徳二郎	英文電信
48	227 - 229	5. 13	電送第四二一号（駐米国紐育一等領事内田定楯宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐米国紐育一等領事内田定楯	英文電信
49	231	5. 13	電送第四二四号（駐米公使星亨宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐米公使星亨	英文電信
50	233	5. 13	電受第五三五号（駐米公使星亨照会）	駐露公使林董	外務大臣西徳二郎	英文電信
51	235	5. 13	電受第五三六号（駐米公使星亨報告）	駐米公使星亨	外務大臣西徳二郎	英文電信
52	236 - 237	5. 14	送第三七三三号（農商務大臣金子堅太郎宛照会、No.50関連）	外務大臣西徳二郎	農商務大臣金子堅太郎	和文
53	238 - 241	5. 16	農第二三一三（No.52への回答）	農商務大臣金子堅太郎	外務大臣西徳二郎	和文
54	242 - 243	5. 16	秘第一〇号（横浜生糸検査所長岡毅報告、5. 9 - 5. 14までの直輸出用生糸検査結果）	横浜生糸検査所長岡毅	外務次官小村壽太郎	和文
55	245	5. 17	電送第四三六号（駐米公使星亨宛回答、No. 50、No.53関連）	外務大臣西徳二郎	駐露公使林董	英文電信
56	247	5. 21	電受第五六三（駐澳公使高平小五郎請訓）	駐露公使林董	外務大臣西徳二郎	英文電信
57	249	5. 23	電送第四四九（駐澳公使高平小五郎宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐露公使林董	英文電信

生糸直輸出奨励法研究の前提（富澤）

No.	頁	日付	表題	発信	受信	備考
58	251	31. 5. 23	電送第四五〇号（駐米公使星亨宛訓電）電送第四五一号（駐仏公使栗野慎一郎宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐米公使星亨、駐仏公使栗野慎一郎	英文電信
59	252 - 253	4. 23	公第四〇号「生糸直輸出奨励法廃止ノ件」	駐米公使星亨	外務大臣西徳二郎	和文
60	254 - 255	5. 23	秘第一一号（横浜生糸検査所長岡毅報告、5. 16 - 5. 21までの直輸出用生糸検査結果）	横浜生糸検査所長岡毅	外務次官小村壽太郎	和文
61	257	5. 26	電送第四六一号（駐英公使、駐独公使、駐伊公使、駐米公使宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐露公使林董	英文電信
62	259	5. 26	電送第四六二号（駐仏公使栗野慎一郎宛訓電）	外務大臣西徳二郎	駐仏公使栗野慎一郎	英文電信
63	260 - 263	5. 16	公第七〇号（駐米国紐育一等領事内田定槌報告）	駐米国紐育一等領事内田定槌	外務次官小村壽太郎	和文
64	264 - 265	6. 4	公第七〇号（駐米公使星亨報告）	駐米公使星亨	外務大臣西徳二郎	和文

典拠：外務省外交史料館所蔵 外務省記録3-2-1-13（旧分類番号「第17門S5」）より筆者が作成。なお原文書に頁はなく、筆者が便宜的に設定。また日付は文書発遣の日付である。当時、欧米駐在日本公使館、領事館との電信の遣り取りは、一般に駐露公使館経由であり（ウラジオストック経由）、緊急を要する場合は上海 - 欧米経由である。

の刊行はなされておらず、仮に研究者が議事録を閲覧しようとするならば、「官報」号外の速記録自体にあたるか、または昭和2年以降刊行の大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第10 - 13議会期を網羅した同書第4巻は昭和2年9月刊行 を手にする他に術はなく<sup>(22)</sup>、水沼知一は後者を参照するかたちでこの論文を認めている。しかしながらその議事録引用法は、時系列、前後関係を逆転させたものが多く、しかも引用に際しては、ある質疑、ある答弁が果たして何時の時点で行われたものか、明示を欠き、判然としない。

この議事録利用に際しては、別の問題点も存在している。即ち水沼知一は、第12議会期生糸直輸出奨励法廃止法律案の議事に関して、始め貴族院、ついで衆議院と順序を取り違えて理解しており、貴族院通過の後、衆議院通過を果たした如く叙述している（229 - 231頁）。別稿に於いて詳述するために立ち入らないが、生糸直輸出奨励法廃止法律案の衆議院通過は、明治31年5月21日<sup>(23)</sup>、貴族院通過は5月23日<sup>(24)</sup>のことであり、訂正を要する。

筆者の理解によれば、水沼知一の研究のもう一方の長所は外務省外交史料館所蔵の機密公文書利用に求められる。論文中、水沼知一自身は、当史料を称して「『外務省記録』第七門中の「明治三十年五月、生糸直輸出奨励法二関スル一件」所収の記録文書」と表記しているが（223頁）、この表題は内扉のそれであり、この史料の正式名称は「帝国ニ於テ生糸直輸出奨励法制定ニ関シ各国ヨリ抗議一件」（外務省外交史料館所蔵 外務省記録3-2-1-13 旧分類「第17門-S-5」）である。

水沼知一は本史料の概要について、全く述べていない。しかしながら本史料は筆者にとっても重要史料であるために、参考1を似てその細目を提示しておきたい。

本史料は明治30年5月13日以降、明治31年6月4日に至る生糸直輸出奨励法関連の公文書 外務省 - 在外日本公使館、領事館往返の報告、電信の他、外務省から内閣に宛てた公文書、外務省 - 農商務省往返の公文書、外務省 - 国内商業会議所往返の公文書、外務省 - 駐日外国領事館往返の公

文書等々の原文書、控の合計64点、265頁にも及ぶ史料群であり、その大部分は当時機密にして非公開を一括した簿冊であり、日、英、仏3箇国語の文書からなっている。

論者は別稿に於いて行うため、同様に深くは立ち入らないが、この優秀な史料群は水沼知一によっても、また後続の研究者によっても、部分的利用に止められており、日本語で記載された史料以外、利用されていないように見受けられる。その結果、欧文の史料には明記されている生糸直輸出奨励法廃止問題に直結する重要事実 明治30年5月中旬以前、既に仏国、米国両国政府から抗議が寄せられており、仏国政府に至っては早くもこの段階に於いて報復関税導入を通告 を看過している。

前述の経過をたどってひとまず第一〇議会通過によって成立・公布された「生糸直輸出奨励法」については、翌五日以降、<sup>(ママ、月)</sup>各国からそれに対する反対・抗議の意向が表明されるに至っている。以下、この抗議の内容とそれをわが外務省がどう処理しているか、を中心にみていくこととした。

この点についてもっとも早く「生糸直輸出奨励法」にかんして関心を示したのは英国であったようである。

(『横浜市史』第4巻上、横浜市、昭和40年12月、214頁)

この記述の結果、生糸直輸出奨励法をめぐるひとつの定説 同法廃止問題の発端は、政府級にあつては明治30年5月下旬、英国政府・外務省による抗議にあり が認知・定着をみるに至っている。しかしながらその指摘は誤りである。

以上が水沼知一の外務省公文書を利用した成果への所見であるが、史料自体の難解さ 日本語の史料は、ほぼ崩しの大きな毛筆連綿体 から誤読、誤脱と思われる箇条が多数見受けられる(例えば215 216頁)。尤もこの点に関しては、ここで逐一取り上げる紙幅も暇もないことから、筆者が別稿に於いて言及する事実と引用、さらに添付史料中の当該史料の判読・訂正を以て個々の指摘に代えるものとする。

次に水沼知一の当論文を通じて、現在完全に定説化を遂げるに至ったもうひとつの重要指摘、即ち生糸直輸出検査の不合格率の高さは、政治的圧力の下、加えられた作為に基づくとする所説を取り上げておかねばならない。具体的論証は筆者が別稿に於いて行うためにここでは省略するが、現時点、水沼知一が掲げた根拠からその所説の証明を行うことは困難であると考えている。従って前掲藤本實也の所説同様、成り立ち得ないものとする。

最後に水沼知一の研究業績に対して寸言を呈するならば、先行研究の羈絆を離れて、より良質、より高次の史料利用の下、生糸直輸出奨励法研究の新地平を切り開こうとしたその姿勢は評価されるべきである。しかしながら開拓者故の制約もまた随所に見受けられるのである。例えば議事録の利用法、外務省公文書の判読・活用という点に於いては、なお大きな課題が残されたと言うべきであり、その引用等に関しては慎重な取り扱いが求められる。同様に水沼知一が提起した、今や定説

化した見解も再検討・再評価が必要であると思われる。

次に昭和40年12月刊行、通商産業省編『商工政策史』第5巻中の業績について検討を加えていきたい<sup>(25)</sup>。先述の水沼知一の研究と同じ月に公刊をみた本書中、当時東京大学教授であった山口和雄が「生糸直輸出奨励法の制定と廃止」（338 355頁）を執筆している。但しこの文献は、水沼知一の研究の簡約版というべきものであり、内容自体は瓜ふたつとなっている。尤も水沼知一の誤記、誤植が本文献では正されている場合もみられることから（353頁）、入稿乃至実際の刊行は、本文献がより新しいものと思われる。

この業績にあつては、水沼知一の誤解 生糸直輸出奨励法廃止法律案の議事をまず貴族院、ついで衆議院として叙述 は是正されているものの、生糸直輸出奨励法公布を明治30年4月22日と記述している（345頁）。そして結論部にあつては、水沼知一の提起した生糸直輸出検査の政治作為説を継承するとともに、「生糸直輸出奨励法が実施されたのは三十一年四月一日から同年五月二十六日までにすぎなかった。最後にこのわずか一ヵ月と二十六日間に奨励法がどの程度の実績をあげたかについてみておこう」（355頁）と誤述を敷衍している。

本業績は十分な校正の暇を許されなかったのであろうか、誤植、誤脱、誤記、誤読、錯簡等が甚だ多く見受けられ、その箇所は全18頁中、100箇所を超えているために逐一指摘はできない。殊に重要史料として引用されている外務大臣大隈重信宛駐米国日本公使星亨報告は、全文ほとんどが錯簡となっており（346頁）、誠に惜しまれるものがある。

但し本業績の知名度は高く、本邦最大級の歴史辞典も「参考文献」として紹介している<sup>(26)</sup>。それ故、本業績の引用等にあつては、後の研究者も十分敬意を表しており、十分活用されてきた様子が窺い知れるのである。

しかしながら原典との照合の結果、史料の翻刻部については極めて深刻な問題を内包するもののように見受けられるので、慎重な引用部紹介が必要となることであろう。上記の重い制約を念頭に置き、筆者は本論考を水沼知一の業績に関連する一文献として理解しておきたい。

以上、第3の先行業績、そしてその関連文献について検討を加えてきたが、次に昭和43年3月刊行、通商産業省編『商工政策史』第15巻所載「生糸直輸出奨励法の制定と廃止」（336 344頁）について紹介しておきたい<sup>(27)</sup>。当時専修大学助教授であった加藤幸三郎の執筆に係るこの文献は、合計9頁であり、既述の『横浜市史』第4巻上、『商工政策史』第5巻の要約に止まり、研究上の新知見までは伴っていない。それ故、研究史上、水沼知一、山口和雄の流れを汲む一文献として位置づけておきたい。

ついで昭和46年3月刊行、『横浜市史』第5巻上に於いて「補遺」として掲載された研究について検討しておきたい。本研究は「第四巻第一編第二章 補遺」という位置づけの下、東海林静男が執筆した「補節『生糸直輸出奨励法』にたいする居留民の動向」（887 931頁）である<sup>(28)</sup>。この東海林静男の研究の特徴は、『横浜市史』第4巻上の刊行以降、新たに発見された横浜外国人商業会議所の関連史料を中心にして、従来欠落していた重要問題、即ち生糸直輸出奨励法制定後の外商の抗議

行動について、初めて具体的検討を加えた点に求められる。

東海林静男の関心は、生糸直輸出奨励法それ自体に向けられたものではなく、同法反対運動を介して浮彫りにされた「不平等条約下におけるわが国際的地位および横浜港における貿易の発展を考察する」(887頁)ことにあったが、『横浜市史』編纂過程に於いて蒐集された米国政府の公文書、横浜・神戸両居留地外字新聞、国内新聞、さらに各種史料を使用の上、明治30年3月以降、明治31年5月に至る生糸直輸出奨励法の制定・廃止の過程を、国内・国外双方に目配りしつつ、実証的に考察している。

殊に明治30年3月31日、横浜外国人商業会議所の年次総会紹介(891-898頁)、外字新聞の論調紹介(898-902頁)、そして横浜外国人商業会議所の駐日本外交団への建議紹介(903-906頁)等は、まさに研究史上の欠を補うものである。また水沼知一の研究の時点で知られていたことではあったが、日米政府間の交渉の実際について、米国側の公文書を以て再確認したことの意味は大きい(907-912頁)。

さらに右の史料紹介に付随して国内製糸業および横浜売込問屋の動向についても、概説ながら目配りがなされており(916-931頁)、この点に於いても水沼知一の研究を補っている。例えば前者の場合、明治24年1月-3月に於ける「生糸貿易維持救護之請願」、同年12月に於ける「蚕業保護請願」を紹介しており(917-920頁)、後者の場合、明治30年12月に於ける横浜商業会議所の建議(生糸直輸出奨励法廃止の要請)、そして明治31年4月刊行、原善三郎口述『生糸貿易論』の所説を紹介している(920-927頁)。かかる記述は研究史上、有益であり、筆者は生糸直輸出奨励法研究史上の第4の業績として位置づけておきたい。

次に東海林静男の業績から4年の後、生糸直輸出奨励法に関する新文献が登場している<sup>(29)</sup>。それは石井寛治の指摘・叙述である。当時東京大学助教授であった石井寛治は、昭和50年6月刊行、『日本産業革命の研究』上「産業資本(2) 絹業」の中で同法に関する実質1頁の言及を行っている。但しこれは先述の水沼知一、東海林静男の両研究の要約の域に止まっている。

ついで石井寛治の文献刊行から6年の後、別の文献が刊行をみている<sup>(30)</sup>。それは昭和56年9月刊行、『神奈川県史』通史編6であり、「条約改正と横浜貿易」の中で生糸直輸出奨励法に関する記述が見受けられる(751-753頁)。尤もこの文献も同法それ自体に関する研究ではなく、「条約改正と横浜貿易」という一節に対応した概説であり、当時青山学院大学教授であった三和良一が『商工政策史』第5巻の記述を要約・紹介したものである。

その結果、「第十二議会で廃止法案が成立し、「生糸直輸出奨励法」は五十六日間施行されただけで廃止となった」(753頁)、「合格量も著しく少ないところから、同法は法的には施行されたとはいえ、行政的に施行効果を極小にする政策的配慮が払われたのではないかとの疑問が残る」(同上)という山口和雄の記述・所説がそのまま受容されている。それ故、筆者は『商工政策史』第5巻の流れをうけた一文献として、本叙述を理解している。

以上、明治30年代以降、昭和56年に至る期間の先行文献・研究の紹介、ならびに検討を行ってき

た。それではこれら蓄積を踏まえた歴史辞典類の記述は、果たして如何なるものであったであろうか。

筆者の確認によれば、旧来のものから最新のものに至るまで、以下の2点を除き、生糸直輸出奨励法の立項がなされている辞典類は見出し得なかった<sup>(31)</sup>。従って管見に入るふたつの文献について検討を重ねておきたい。

参考2は昭和43年8月刊行、河出書房『日本歴史大辞典』第3巻所載の「生糸直輸出奨励法」の項目であるが(357頁)、この記述は、高名な近世史家朝尾直弘の手になっている。典拠は掲げられていないものの、藤本實也の両業績、殊に『開港と生糸貿易』下巻を踏まえた叙述であることは明らかである。「法律第四八号をもって公布された」とはあるものの、年月日を伴わないこと、さらに生糸直輸出奨励法廃止法律の制定・公布に関する記述を欠くことは惜しまれるが、朝尾直弘の専門性からすれば、或いは致し方ないかも知れない。

ついで参考3は昭和59年2月刊行、吉川弘文館『国史大辞典』第4巻所載の「生糸直輸出奨励法」の項目であるが(8頁)、この記述は当該期・当分野の専門家海野福寿の手になっている。典拠は『農林行政史』第3巻、『横浜市史』第4巻上、『商工政策史』第5巻の3文献による旨が「参考文献」欄に明示されている。

本項目の水準は、朝尾直弘執筆のそれに比して遙かに正確であり、しかも「参考文献」中の誤記を訂正、生糸直輸出奨励法、ならびに生糸直輸出奨励法廃止法律の公布・施行年月日も明記されている。ここに典拠自身の撞着は正され、誤述も訂正の上、叙述されている。かくして昭和10年2月、藤本實也の問題提起以降の研究は、昭和59年2月、海野福寿の手を経て総括をみるに至っている。

本節に於いて明治期以降、近年に至る研究ならびに関連文献について、纏述を行ってきたが、最後に既往の生糸直輸出奨励法研究に関して、その制約や問題点を指摘しておきたい。これは先行研究全般にあてはまることであるが、単に生糸直輸出奨励法制定から廃止に及ぶ経過を追尾することに終始し、いわば根のない法律興廃史の域に止まっている。特に水沼知一の研究以降、『大日本帝国議会誌』第4巻、および「帝国ニ於テ生糸直輸出奨励法制定ニ関シ各国ヨリ抗議一件」の両根本史料に強く呪縛される余り、議会に於ける政府委員の仮構を含む説明や答弁を無批判に受容し、しかも外務省機密公文書の使用にあっては、より重要な欧文史料を看過している。

蚕糸業者の要請を受けて生糸直輸出奨励法案政府案が提出された旨の指摘は、既に先行研究にあってもなされている。しかしながら生糸直輸出奨励法制定に先行する蚕糸業者の運動・動向に関しては、ほとんど関心が払われてこなかった。殊に戦後の研究の場合、政府委員 議員間の応酬、政府・外務省 各国政府間の交渉、そして日本政府の失態暴露の叙述に終始し、時代的背景の考察もなければ、法案系譜上の関係も不分明、しかも同時代の生糸直輸出奨励法制定運動の担い手に即した検討も伴わないこの種の研究・文献からは、珍奇なる一挿話紹介以上の強い研究動機を感じ得ないのである。

管見によれば、生糸直輸出奨励法は長い前史を有しており、それらは決して軽々と捨象し得るが

参考2

**きいとちよくゆしゅつしょうれいほう**

生糸直輸出奨励法 きいとちよくゆしゅつしょうれいほう 生糸直輸出は製糸業者が生糸を横浜で売らず、輸出業者に依託し海外で売捌くことをいい、明治一〇年代にも政府の奨励により行われたが失敗した。一八九三(明治二六)年、第四議会に有力製糸業者の意向を代弁し衆議院議員江原素六ら四名が生糸直輸出奨励法案を提出した。一八九七(明治三〇)年に至り第一〇議会において可決、法律第四八号をもって公布された。内容は、生糸を在留外国商人に売込まず直接欧米に輸出する商社に対して、生糸の等級に従い五〇円から二〇円までの奨励金を下付するというもので、翌一八九八(明治三一)年四月一日より施行された。しかし、この法律をもって日英新条約に抵触するものとロンドン商業会議所が決議し、同国外務大臣に具申した旨の公報があったといわれ、アメリカでもこの法に相当する輸入税を賦課するとの議論もあったと伝えられる。さらに国内においても、横浜などの生糸売込問屋は衆議院議員原善三郎を先頭にこれに反対した。そのためであろうか本法律は施行後わずか五日で同年五月二五日廃止された。(朝尾 直弘)

(典拠 参考2 朝尾直弘「生糸直輸出奨励法」『日本歴史大辞典』第3巻、河出書房、昭和43年8月、357頁)

参考3

**きいとじきゆしゅつしょうれいほう**

生糸直輸出奨励法 明治三十年(一八九七)四月二十七日公布された生糸直輸出奨励のための法律。生糸直輸出奨励法案は、明治二十六年の第四回帝国議会で江原素六ら四名によって提案されて以来、有力製糸業者の意向を代弁してほとんど議会ごとに議員立法が試みられてきたが、第十回帝国議会(明治三十年)に至って政府から提案され成立した。日本人商社にして生糸を外国へ直輸出するものに対し、生糸百斤につき甲種五十円、乙種三十円、丙種二十円の奨励金を下付するものとした。この法律は同三十一年四月一日より五ヵ年の限時法とされ、「検査等級及奨励金額規定」(明治三十一年三月勅令)により検査基準および奨励金額が定められ、三十一年四月より施行された。しかし、諸外国の反対が強く、ロンドン商業会議所はこれを日英新通商条約に違反すると抗議し、米国でも報復措置として、奨励法によって交付される奨励金と同額の輸入税を生糸に賦課しようとする動きがあった。横浜の売込問屋も反対の態度をとっていた。また、直輸出奨励法による奨励金をうける直輸出生糸も予想外に少なかった事情にかんがみ、廃止を決定し、同年五月二十六日、廃止の法律を公布(即日施行)した。施行後わずか二ヵ月たらずの短期間で廃止されたことになる。

(参考文献)『横浜市史』四上、通商産業省編『商工政策史』五、農林省編『農林行政史』三 (海野 福寿)

(典拠 参考3 海野福寿「生糸直輸出奨励法」『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館、昭和59年2月、8頁)

如きものではないし、生糸直輸出奨励法自体、単発的、偶発的に成立をみたが如きものではない。即ち生糸直輸出奨励法は、明治10年代以降、全国を網羅した蚕糸業者の建白、そして保護請願運動を基盤として、まさに下意上達的に制定をみた法律であり、この運動にあつては当時の蚕糸業界が直面していた深刻かつ多様な問題が、実に色濃く投影されているのである。しかるにかかる歴史的な文脈を無視して一断片、一挿話として論ずることは、問題の本質から逸脱するものであり、筆者の善しとするところではない。

生糸直輸出奨励法は、明治10年代以降に本格化をみた生糸直輸出運動の最高到達点であり、明治23年11月、第1議会議開会と同時に提起され、明治30年3月、第10議会議閉会直前に制定をみた一連の立法制定運動の終点に位置する法律である。同時代の生糸直輸出業界を取り巻く環境に目を閉ざし、運動の連続性をも顧慮せず、しかもその推進勢力に関する分析を欠くが如き先行研究の現状は適切さを欠くものであり、筆者の否とするところである。

当然のことながら生糸直輸出奨励法は、大主題・生糸直輸出研究、乃至生糸直輸出運動史研究の

一環として検討・把握がなされるべきであり、例えば原善三郎最晩年の口述『生糸貿易論』の言説を以て、背理法的証明が可能であるが如き範疇には決して属していないことを確言せねばならない。

さらに生糸直輸出奨励法は、明治27年以降、明治30年にかけて一世を風靡したところの全国実業団体運動と緊密にして不可分なる関係裡にあって、星野長太郎以下、生糸直輸出業者と、前田正名以下、全国実業各団体中央本部員との連繋なくして絶対に制定はあり得なかった。かかる初歩的事実すら覚知し得なかった先行研究の水準は、筆者の可とするところではない。同法は当時澎湃として巻き起こり、今日なお幾多の痕跡を止めているところの全国実業団体運動と関説して、正当に位置づけられるべきであり、旧来の官に偏した叙述姿勢は早急に是正が図られるべきである。

如上の批判や指摘を踏まえて、ここに筆者は研究方針を提示しておきたい。筆者は嗣出の論文に於いて生糸直輸出研究・生糸直輸出運動史研究の視座の下、星野長太郎を中心とする立法制定運動の推進勢力に着目、殖産興業期以降、生糸直輸出奨励法制定・廃止に至る全過程に於ける蚕糸業者の動向を把握するつもりであり、その際、絶えて利用されることのなかった当事者の一次史料  
主軸は星野長太郎自身が残した全国無比の関連史料群・星野長太郎文書 ならびに新聞・雑誌等から抽出した龐大な新出史料を活用、同法を取り巻く時代的背景から法案・法律の系譜と論理を正確に跡づけるとともに、詳密なる運動の実態解明を期するものである。そしてかかる研究の総体を以て先行研究の誤述や制約を一掃、究極的には生糸直輸出奨励法研究史上、最新にして高水準の業績を提示することを目指している。

それでは右の研究方針の下、以後、検討を加えていきたい。次号に於いては、本論文の中心人物である星野長太郎、そしてその文書を包摂する星野家文書について言及するつもりである。

（とみざわ かずひろ・本学経済学部助教授）

## 註

- (1) 大塚良太郎『蚕史』前編（富桑園、明治33年5月）自序1 - 2頁。
- (2) 「雑報」（『大日本蚕糸会報』第63号、大日本蚕糸会、明治30年9月）53 - 54頁。
- (3) 註（1）、および大塚良太郎『蚕史』後編（富桑園、明治33年7月）495 - 496頁。
- (4) 佐野瑛『大日本蚕史』正史（大日本蚕史編纂事務所、明治31年8月）。
- (5) 内海孝「藤本實也と生糸貿易研究」（藤本實也『開港と生糸貿易』復刻版別冊、名著出版、昭和62年7月）27頁。
- (6) 「日本蚕糸業史刊行顛末」（『日本蚕糸業史』第5巻、昭和11年12月）巻末1 - 5頁。
- (7) 藤本實也「総論」（『日本蚕糸業史』第1巻 総論、大日本蚕糸会、昭和10年2月）1 - 183頁、同「生糸貿易史」（『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月）1 - 428頁、同「生糸貿易史（続）」（『日本蚕糸業史』第2巻 生糸貿易史（続）、大日本蚕糸会、昭和10年4月）429 - 614頁、同「製糸史」（『日本蚕糸業史』第2巻 製糸史、大日本蚕糸会、昭和10年4月）1 - 560頁。
- (8) 註（5）35 - 36頁。
- (9) 藤本實也『開港と生糸貿易』上巻、中巻、下巻（刀江書院、昭和14年7月、10月、12月）。
- (10) 藤本實也「生糸直輸出奨励法実施と廃棄」（『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月）258 - 264頁。
- (11) 藤本實也「生糸直輸出奨励法実施と其廃棄」（『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月）563 - 568頁。

- (12) 大塚良太郎『蚕史』後編(富桑園、明治33年7月)485、493 - 496、503各頁。
- (13) 水沼知一「生糸直輸出奨励法制定と廃止の顛末」(『横浜市史』第4巻上、横浜市、昭和40年12月)235 - 237頁。
- 山口和雄「生糸直輸出奨励法の制定と廃止」(『商工政策史』第5巻、通商産業省、昭和40年12月)354頁。
- (14) 註(12)と同。
- (15) 『帝国議会衆議院議事速記録』13(東京大学出版会、昭和55年3月)第12回帝国議会 14 - 18頁、および『帝国議会貴族院議事速記録』13(東京大学出版会、昭和55年3月)第12回帝国議会 23 - 27頁。
- (16) 註(10)263頁、および註(11)568頁中の生糸の合格斤数と一致しない。
- (17) 「生糸直輸出奨励法」(『農林行政史』第3巻、農林協会、昭和33年12月)861 - 866頁。
- (18) 水沼知一「生糸直輸出奨励法制定と廃止の顛末」(『横浜市史』第4巻上、横浜市、昭和40年12月)204 - 242頁。
- (19) 註(18)237 - 239頁。
- (20) 「官報」明治30年4月27日、385頁。因みに天皇の裁可が明治30年4月22日であり、『日本蚕糸業史』第5巻(大日本蚕糸会、昭和11年12月)の年表もこの裁可の日を以て「公布」と明記する(37頁)。藤本實也も註(10)259頁、註(11)564頁に於いて公布を明治30年4月22日としており、戦後の註(17)も同様である(863頁)。従って水沼知一、ついで山口和雄が同様の誤記をなしたことも(註(18)204頁、註(25)345頁)、ともに先行研究の誤導による。但し現職の農林省高官であった明石弘は、『日本蚕糸業史』第4巻 政策史の中で生糸直輸出奨励法公布を明治30年4月27日と正しく記述している(明石弘「奨励及取締施設」『日本蚕糸業史』第4巻 政策史、大日本蚕糸会、昭和10年6月、16頁)。それ故、水沼知一、山口和雄を代表者とする戦後の研究者に対する免罪符とはなり得ない。
- (21) 『帝国議会貴族院議事速記録』13(東京大学出版会、昭和55年3月)第12回帝国議会 23 - 27頁。
- (22) 『大日本帝国議会誌』第4巻(大日本帝国議会誌刊行会、昭和2年9月)。
- (23) 『帝国議会衆議院議事速記録』13(東京大学出版会、昭和55年3月)第12回帝国議会 14 - 18頁。
- (24) 註(21)と同。
- (25) 山口和雄「生糸直輸出奨励法の制定と廃止」(『商工政策史』第5巻、通商産業省、昭和40年12月)338 - 355頁。
- (26) 海野福寿「生糸直輸出奨励法」(『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館、昭和59年2月)8頁。
- (27) 加藤幸三郎「生糸直輸出奨励法の制定と廃止」(『商工政策史』第15巻、通商産業省、昭和43年3月)336 - 344頁。
- (28) 東海林静男「補節<sup>(ママ)</sup>『生糸直輸出奨励法』にたいする居留民の動向」(『横浜市史』第5巻上、横浜市、昭和46年3月)887 - 931頁。
- (29) 石井寛治「産業資本(2) 絹業」(大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上、東京大学出版会、昭和50年6月)184 - 185頁。
- (30) 三和良一「条約改正と横浜貿易」(『神奈川県史』通史編6、神奈川県、昭和56年9月)751 - 753頁。
- (31) 『日本近現代史辞典』(東洋経済新報社、昭和53年4月)、『新版日本外交史辞典』(山川出版社、平成4年5月)、『日本史大辞典』第2巻(平凡社、平成5年2月)、『日本史用語大辞典』(新人物往来社、平成7年8月)、『角川新版日本史辞典』(角川書店、平成8年11月)、『岩波日本史辞典』(岩波書店、平成11年10月)、『日本歴史大辞典』1(小学館、平成12年7月)、以上、全て立項なし。また『大百科事典』3(平凡社、昭和59年11月)、『日本大百科全書』6(小学館、昭和60年11月)、『世界大百科事典』6(平凡社、昭和63年3月)等、百科事典にも立項なし。